

取引力強化に向けて 組合のホームページ等を作成しませんか!!

本事業は、中小企業・小規模事業者の連携による取引力強化促進を図るために実施する、共同販売・共同宣伝、組合員の事業・企業紹介等のために組合が行うホームページやチラシの作成等、**共同事業の活性化・組合員の受注促進等**の取り組みに対して助成を行うものです。

1 補助対象となる事業内容

中小企業・小規模事業者が連携し、共同事業の活性化や受注促進等取引力の強化促進を図るために行う、先進的又は波及効果・横展開が期待できる事業。

①共同事業活性化

共同購買や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等行う組合ホームページやチラシ等の検討や作成など

②受注促進

共同受注促進のため、組合ブランド商品のホームページやチラシ等の検討や作成など

③ブランド構築

連携によるブランド構築を目指す事業であって、共同宣伝、共同受注の実現に向けた、ブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討・作成など

④取引条件改善

団体協約の締結や取引条件の改善に向けた交渉等、組合員の取引条件の改善、構造改革を促進など

〈具体的な事業内容〉

①サイト作成、システム構築

- ・ホームページの作成（動画サイト等）、リニューアル
- ・データベースの構築
- ・ネット販売システムの構築

②チラシ・パンフレット・パッケージ作成・配布

- ・販促用チラシの作成・配布
- ・組合のチラシ作成・配布
- ・商品パッケージ（包装）の改良
- ・官公需的確組合の官公需受注強化のための組合PR用パンフレット等の作成・配布
- ・宣伝・周知用パンフレット等の作成・配布
- ・業界PR冊子の作成・配布
- ・商店街振興組合や商店街協同組合、共同店舗型組合等における販売促進を目的としたエリアマップの作成・配布
- ・物販（共同販売）を行うショッピングセンター組合等における組合並びに組合員店舗の販売力強化を図るための統一販促用チラシの作成・配布

③調査研究

- ・市場調査
- ・新商品・サービス等のテストマーケティング

④その他

- ・業界イメージ向上のためのマニュアルの作成

2 補助対象者

以下の要件を備えている小規模事業組合

※小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人

(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人以下の会社及び個人)

- (1) 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (2) 事業協同小組合及び企業組合
- (3) 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業組合実施直前において小規模事業者であったもの。
- (4) 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (5) その他の特別の法律に基づく組合及びその連合会にあつては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であつて、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (6) 一般社団法人（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるものに限る。）であつて、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。

3 対象組合の要件

- (1) 事業及び組織運営が適切に行われ、かつ、管理運営体制が整備されており、本事業の円滑な実施に支障をきたす恐れがないこと。
- (2) 本事業と組合が実施している他の事業とを明確に区分して、経理処理、業務管理等を行えること。
- (3) 本年度、本事業と同様の内容の事業について、国から助成を得ていないこと。
- (4) 組合等の財政が健全であること。
- (5) 暴力団排除に関する誓約事項に違反していないこと。

4 その他

- (1) 補助金額・補助率 補助率：2/3 自己負担：1/3
補助金上限額：40万円以内（下限10万円）
- (2) 補助対象経費科目 謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費
- (3) 事業の実施期間 補助金の交付決定を受けた日～**平成30年1月31日（水）**
- (4) 応募書類の提出期間 平成29年7月28日（金）～平成29年8月25日（金）
- (5) 応募書類等について 公募要領並びに応募様式につきましては、本会ホームページ内、「**中央会からのご案内**」に掲載しております。
様式をダウンロードしていただきご応募下さい。
本会ホームページ <http://www.chuokai-akita.or.jp/>

※本事業の詳細につきましては、商業振興課、大館支所・横手支所へお問い合わせ下さい。

〈問い合わせ先〉秋田県中小企業団体中央会

- | | | |
|-----------|-------------------------------|------------------|
| ○本部・商業振興課 | TEL：018-863-8701 | FAX：018-865-1009 |
| | 〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 県商工会館5階 | |
| ○大館支所 | TEL：0186-43-1644 | FAX：0186-43-1697 |
| ○横手支所 | TEL：0182-32-0891 | FAX：0182-32-0641 |